

別紙 2

埼玉県手話通訳者派遣事業要綱

(平成29年10月1日施行)

(目的)

第1条 この事業は、聴覚及び音声又は言語機能障害者（以下「聴覚障害者等」という。）の社会生活におけるコミュニケーションを保障し、聴覚障害者等の社会参加を促進するため、手話通訳者（以下「通訳者」という。）を派遣し、通訳業務を行い聴覚障害者等の福祉の向上に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、埼玉県（以下「県」という。）とする。

2 県は、事業の運営を民間団体に委託して、これを実施するものとする。

(業務の委嘱)

第3条 知事は、受託者が県と協議の上別に定めるところにより実施する埼玉県手話通訳者試験に合格し、埼玉県手話通訳者名簿に登録された者の中から、適当と認められる者に対して第4条の業務を委嘱するものとする。但し、当分の間、埼玉県手話通訳者試験の最終合格に至らなかった者等で知事が適当と認める者に対して、第4条の業務のうち特に専門性の高い分野等の派遣を除いて委嘱できるものとする。

2 前項の規定により委嘱する通訳者には、別紙様式1の委嘱状を交付する。

(通訳者の業務)

第4条 知事は、県内に居住する聴覚障害者等が、概ね次に掲げる場合において、他に情報保障の手段がなく円滑な意思の疎通を図る上で支障があると認めるときは、予算の範囲内で通訳者を派遣する。

(1) 県域で活動する障害者団体が事業を実施する場合

但し、県域の聴覚障害者団体以外については、障害者団体が主催する事業で、県内全域から聴覚障害者の参加が見込まれる対外的な講演会、研修会等とする。

(2) 専門性の高い分野等で、市町村が手話通訳者又は手話奉仕員を派遣できない場合

(3) 知事が特に必要と認める場合

(依頼者の負担)

第5条 前条の通訳に要する依頼者の負担は無料とする。

(通訳者に対する費用弁償)

第6条 第4条の業務を行った通訳者には、次の各号に掲げるものの合計額を費用として弁償する。

(1) 通訳に要する時間（準備、打合せ及び休憩に要する時間を含む。）が2時間までの場合・金4,000円、2時間を超え3時間までの場合・金5,500円、3時間を超える場合・金7,000円。但し、特に専門性の高い分野等の派遣を除くものに限定して委嘱されている通訳者については、2時間までの場合・金3,000円、2時間を超え3時間までの場合・金4,500円、3時間を超える場合・金6,000円。

(2) 通訳者の負担した交通費実費

(届出)

第7条 通訳者は、住所又は氏名等に変更を生じたときは、別紙様式2により知事に届け出るものとする。

2 通訳者は、心身の故障その他の理由により、通訳者を辞退するときは、別紙様式3により知事に届け出るものとする。

(登録の取消及び委嘱の解除)

第8条 知事は、通訳者が心身の故障その他の理由により業務の遂行が困難であると認めるとき、又は通訳者としての適格性を欠くものと認めるときは、登録を取り消し、又は委嘱を解除できるものとする。

(通訳者証)

第9条 県は、通訳者に別紙様式4の通訳者証を交付する。

(遵守事項)

第10条 県及び通訳者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 県は、通訳者の健康管理に配慮しなければならない。

(2) 県は、手話通訳を依頼する際には、1人の通訳者が連続して通訳す

る時間が原則として30分を超えないように努めなければならない。

(3) 通訳者は、自らその技術と知識の向上に努めなければならない。

(4) 通訳者は、聴覚障害者等の人格を尊重し、その信条等によって差別的な取扱いをしてはならない。

(5) 通訳者は、職務上知り得た情報を依頼者及びその関係者の意に反して第三者に提供してはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、派遣事業の実施について必要な事項は別に定める。

別紙様式 1

委 嘱 状

(氏 名) 様

埼玉県手話通訳者として委嘱します

任期は 年 月 日までとします

年 月 日

埼玉県知事

印

別紙様式 1 - 2

委 嘱 状

(氏 名) 様

埼玉県手話通訳者として委嘱します

任期は 年 月 日までとします

(埼玉県手話通訳者派遣事業要綱第 3 条但し書による)

年 月 日

埼玉県知事

印

別紙様式2

埼玉県手話通訳者変更届

年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

住 所
氏 名

下記のとおり変更いたしましたので、報告します。

記

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
変更理由		

別紙様式3

埼玉県手話通訳者辞退届

年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

住 所
氏 名

下記の理由により、埼玉県手話通訳者を辞退します。

記

辞退理由

別紙様式 4

表

第 号
埼 玉 県 手 話 通 訳 者 証
氏 名
年 月 日発行
埼玉県知事 印

裏

注 意
1 通訳活動の際は、この証を携帯すること。
2 有効期間は 年 月 日までとする。
3 この証を譲与し、又は貸与してはならない。
4 記載事項に変更を生じたとき及び通訳者を辞退したときは、返納すること